

佐世保工業高等専門学校情報セキュリティ管理委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構サイバーセキュリティポリシー対策規則（機構規則第98号）第20条、第21条及び第24条の規定に基づき佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティ管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 実施規程及び実施手順の制定並びに改廃
- 二 サイバーセキュリティポリシー、実施規則、実施規程及び実施手順に関し、当該規則等の実施、周知徹底、遵守及び励行の推進、違反に対する措置並びに遵守事項の調査
- 三 情報セキュリティ教育
- 四 リスク管理及び非常時行動計画の策定並びに実施
- 五 情報セキュリティインシデント防止策の策定及び実施
- 六 例外措置の許可権限者の選任
- 七 情報セキュリティの強化に関する調査及び検討
- 八 情報セキュリティに関する情報の調査及び周知
- 九 実施規程及び実施手順の実施状況の評価及び見直し
- 十 その他情報セキュリティに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 情報セキュリティ責任者
 - 二 情報セキュリティ副責任者
 - 三 情報セキュリティ管理者
 - 四 情報セキュリティ推進責任者
 - 五 その他情報セキュリティ責任者が必要と認める者
- 2 前項第5号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、校長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2の出席により成立する。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところに

よる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、情報処理センター及び総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。